時事新報

官省院廳府縣

驛遞局認可

（定價三錢）

明治十八年六月十三日
（西曆一千八百八十五年）

土曜日

第九百九十四號

日曜日休刊

公報

○太政官達第貳拾八號

明治十七年（八月）第六拾六號達乘馬飼養令中左ノ通加除條條此旨相達候事

明治十八年六月十二日　太政大臣公爵三條實美

第一條「文武官」ノ下ヘ（海軍武官ヲ除ク）ノ七字ヲ加ヘ但書（海軍武官ハ海上勤務準職中ノ者ヲ除ク）ノ十七字ヲ創ル

第七條但書「起算」ノ下（ヲ又海軍武官ノ海上勤務ニ渡リ陸上勤務ニ轉シタル者ハ其轉職ノ日ヨリ起算）ノ三十三字ヲ創ル

時事報　東京圖書館

英國内閣の辭職

英國内閣辭職ノ報ハ嘗テ昨日ノ紙上ニ在リ此報道ハ支倉領事ニシテ委曲ノ事情ヲ詳ニセズト雖ニ其事ノ確實ナルハ殆ド疑ヲ容レズ〻らつどすとん氏ノ内閣ハ去ル千八百八十年（明治十三年）四月廿八日ヲ以テ故ビーこんすふぎるど伯ノ内閣ニ代リテ就職シ本年本月九日ニ至リテ辭職シタルモノナレバ其在職ノ年限ハ凡五年三箇月ナリトス千七百十四年ろばーと　ぴるぼーる氏ガ英ノ首相トナリタル時ニ千八百八十年ニ至ル迄凡百六十年間ニ英國内閣ノ更迭ハ都合四十二回ニシテ其在職年限ハ平均三年八箇月ナリト云ヘバ〻らつどすとん氏ガ今回ノ内閣モ状シテ短命ナルモノト云フベカラザルナリ

〻らつどすとん内閣ガ今回辭職シタル原因ニ付テハ頗ル詳細ヲ聞ズト雖ニともやばんたーるノ報スル所ニ從ヘバ其原因ハ政府ガ歳出入豫算ノ職ニ付下議院ニ於テ失敗ヲ取リタルニ在リト云ヒ又之ニ關シテ種々ノ臆說ヲ爲スモノアリト雖ニ我輩ガ一兩年以來ノ事情ニ據考スル所ヲ以テスレバ此辭職ノ近因ハ何事ニモアレ之ヲ駁撃シタル結因ハ当政府ノ外交政略ガ國民多數ノ信用ヲ失ヒタルニ外ナラザルガ如シ並ニ自由黨即チ〻らつどすとん内閣ノ主義ハ專ラ内治ノ改良ニ務メテ外國トノ交渉ヲ避クルト雖スルモノナレバ勢、外國ニ對シテ勝手ニマヽ政略ヲ施ル可カラザル筈ナリト雖ニ年來ノ經驗ヲ見レバ全ク外國トノ交渉ヲ聽クルニモアラズ去ル迷路ニ之ヲ處置スルニモアラズ徒ラニ因循姑息ヲ貪トシテ時メテ一日ノ苟安ヲ貪ルモノヽ如ク傍觀者ノ眼ニハ見テモ苦痛ト感ハル、モノ一ニシテ足ラズ例ヘバ往年とらんすわる征伐ノ一事ノ如キびーこんすふぎるど内閣ガ佛蘭ノ侵略主義ヲ以テ聞レモナクとらんすわるヲ併呑シタルニハ起リタル紛議ノ後ヲ受ケテ敢テ當政府ノ政略ヲ制賈セズ頻リニ兵隊ヲ置ツテ無法ニモ同盟一個ヲ目的トスル長族ヲ刈除セントス稱メタルガ如ク外國ノ交渉ヲ避クルトノ主義ニ悖ル政略ナリトモ見ニアリシガ其結局遂ニ其目的ヲ達スル能ハズシテ遂ニとらんすわるノ制立ヲ聽ク許多ノ金ト人命トヲ失ヒタル結ニ物モ得ル所ナクシテ其兵ヲ本國ニ引揚ケタルハ大英國ノ眼リテ此ノ上ナキ不面目ナリト云フベシ然レ共當ノ政略ノ事ナレバ今日ニ關係ナシトスルモ近ク過去ノ一事ハ今回〻らつどすとん内閣ガ辭職ニ至リタル大原因ナルヿ疑ナシ英國ハ後及ヲ其盛運ナリト雖ヘルモノヽ多クハ先頃あらびやノ騒擾ヨリ一ヒナルモノガ後及ノ内地ニ割據シテ叛乱ヲ起スニ當リ鎮撫ノ爲メトテゴるどん將軍ヲ其地ニ派遣シタルニ將軍ハ賊ノ圍中ニ陷リテ進退スルヲ得ズ遂ニ於テ英ノ人民ハ憤然トシテ政府ノ處置ヲ咎メ速ニ援兵ヲ送リテ將軍ヲ救フベシト政府ニ迫リシカバ政府モ已ヲ得ズ援兵ヲ出シテ之ヲ救ハントセシニ遂ニ之ヲ救フ能ハズ内地進軍ノ目的ヲ棄テ、空シク其兵ヲ引揚ケ一旦占領シタル土地モ再ビ賊兵ニ奪領セラレ最近ノ報道ニ從ヘバ今ハ其本營ヲぐんごら迄引揚ケタリト云ヒ又〻らいむ將軍ノ指揮スルすわきむ進軍ノ目的ヲ達スル能ハズシテ僅ニ退キテすわきむヲ守リ危國ノ兵ノ來ル有様ニテハ挨及進征ノ一事ハ全ク無益ニ歸シタルモノト云フベシ斯カル有様ナレバ平素政府ニ反對スル保守黨ハ挨及政略ニ關シテハ始終力ヲ極メテ政府ヲ攻撃シ我輩ガ記憶スル所ノミヲ舉グルモ昨年以來保守黨ガ挨及事件ニ關シ下議院ニ於テ政府非難投票ノ議ヲ提出シタル凡三回ナリトス即チ左ノ如シ

（一）千八百八十四年（明治十七年）二月十二日のーすこつと政府非難投票ノ議ヲ發シ同月十九日三百十一ニ對スル二百六十二票ノ少數ニテ潰滅

（二）同年三月十二日さー　みちゐるひつくすぴーちこつと政府非難投票ノ議ヲ發シ同十三日三百三ニ對スル二百七十五ノ少數ニテ廢案

（三）千八百八十五年（明治十八年）二月二十四日のーすこつと政府非難投票ノ議ヲ發シ三月二日三百三度迄政府非難ノ議ヲ提出シタルニ其勝敗ノ差ハ甚ダ小ニシテ且ツ次第ニ減少シタリト雖ニ其勝敗ノ差ハ甚ダ小ニシテ且ツ次第ニ減少シタルヲ見レバ〻〻就中第三回ノ非難投票ハ恰モ〻るどんノ凶報始テ英國ニ達シ國内ノ人心上下ヘト騒擾スル時ナリシカバ反對黨モ殆ド必勝ヲ期シタルモノヽ如クさりすべりー侯ノ如キハ當時我黨ハ内閣ニ入ノ用意ヲ爲シタリトマデ明言シタル程ナリシガ政府ノ運命未ダ盡キズシテ此度モ亦政府ノ勝利トナリタリ然レ共僅ニ十四票ノ多數ヲ以テ辛シテ之ヲ虐黨スルヲ得タルヲ見レバ政府ガ挨及政略ニ付テ大ニ人望ヲ失ヒタルノ證ヲ見ルニ足レリ斯カル有様ニテ經過スル間ニ先頃ヨリ又阿富汗境界ニ關シテ露西亞ト紛議ヲ生シ此紛議ニ付テモ政府ノ處置ハ兎角優柔不斷ナルヿ多キヲ以テ反對黨ハ又モ其原ニ乘シ此度議會ノ議案出ルニ及ビ遂ニ之ニ依リテ政府ヲ倒シタルヿヲ得タルモノヽ如シ之ヲ要スルニ今回内閣ノ辭職ハ其外交政略ガ國民ノ信用ヲ失ヒタルニ依リ而シテ其外交政略ノ過失ハ主トシテ挨及政略ニ在リト云フベキナリ

内閣ガ右ノ如キ次第ニテ辭職シタル原因ハ何人ナルベキヤトいんすぴーるハ此任ニ當ルモノハさりすべりー侯ナリト云ヘリ此侯爵ハ今日英國保守黨ノ領袖ト稱セラル、ハ上院ニ在リテハさりすべりー侯下院ニ於テハのーすろつとと氏及びちるちるる卿ナリト雖モ〻ルモノヽ多クハ先頃あらびやノ騒擾ニ至リテハ氏ガ其人ノ首相ノ位ニ昇ルヿヲ得ベシト思ハレズちるちる卿ハ今日新進ノ政治家ニシテ大ニ其黨ノ望ヲ負ヒ未來ノ首相ナリト稱セラル、人ナレ共英國ノ如キ保守ノ風ニ富メル國ニ於テハ卿ノ年齢ヲ以テ一躍シテ此任ニ當ルヿ能ハザルベシ然ルトキハ差當リ先ヅさりすべりー侯外ニハ今日此擔ニ當ルモノナカルベシト思ハル侯ノ人物ハ未タ大ニ人ニ過グル所アルヲ聞カザレ共其年齢ト履歴ニ至リテハ遙ニのーすろつと、ちるちる二氏ノ右ニ出ツルモノアレバ保守黨ノ就職ガ果シテ國民多數ノ意見ニ逆フヿナキ以上ハ侯ガ一黨ヲ統御シテ新政府ヲ組織スルニ於テ大ナル妨害ナカルベシ今若シ此人ニシテ政府ノ首位ヲ占メノーすろつと、ちるちる以下保守黨ノ人傑ヲ擧ゲテ其ノ内閣ニ配布シ再ビーふんすふぎるど卿ノ舊政ヲ擧行スルニ至ラバ英國ノ外交政略ハ忽チ其方向ヲ改メ挨及、阿富汗ノ交渉ハ勿論其世界萬國ニ對スル政略モ大ニ今日ト其趣ヲ異ニシ果斷活潑天下ノ耳目ヲ驚カスベキヤ明ナリ英人一般ニ足ヲ擧クレバ東洋ニ敵ナシ我日本人民モ今回英國内閣ノ更迭ヲ見テ遠モ自國ニ痛痒ナキモノナリト思フベカラザルナリ

雜報

○内閣臨御　昨十二日ハ内閣の定例會議にて臨上にい午前十時臨御在ふせ給ひ親しく議事を聞し召されたり

○天機伺　目下出京中の各地方官い來る十七、八日頃天機伺ひとして參内すべき筈なりと

○支那政府外人に勳章を贈る　日耳曼總領事の通牒官ストリーチ氏い此程支那政府より勳章と贈與せられしといふ

○渡邊教導團長　下總國府の盛なる近衛營の巡視として出張中なりし渡邊同團長は去る八日に歸京なしさり

○留學生歸朝　明治十五年二月中動物學修業のため滿三箇年の期限を以て文部省より獨逸國へ派遣せたる官費留學生理學士飯島魁氏は該國ライプチック大學に於て修業し且在學中動物學に關せる著述を爲せ之によつて金賞牌を受け尋いでドクトル　チフ　フイロソフヒーの學位を受領ま本月七日歸朝したり

○レース製造卒業生徒　本月九日東京府レース製造教場に於て生徒卒業證書と授せり其の人員は五十五名ありて内全科を卒業せしものは當月トフ、都合七名の二名（技術優等なりと以て特に賞狀を授けたるもの）其の他第二期課程と卒業せしもの四十名第一期課程を卒業せしもの十三名ありたり

○鹿傷取締規則　客年中農商務省より達したる同取締規則の細則は近々發布し來る七月一日より實施の筈なりと

○旅館建築の企　我邦にては是迄歐米各國の如き宏壯美麗なる旅館の設けなく外國人に對して恥る所少なからずとて今度島津（忠義）公の發企にて目下大川三ッ又に中測理立工事の場所へ一大ホテルを建設せんと昨今同事者と協議中のよし

○調査新念　去る頃の事なりとか北陸道の或る縣下にて殖產に志し深き某氏が荒地開墾に着手し刈蕪を刈り溝渠を穿ち樹ゑして六町歩程の新田を開き初て定めの如く縣廳に願出て繪畫を仰ぎ出るに新田中或は蜿蜒曲かさるなり或い小丘の取崩さゝるもあり田地の界線は曖昧として不規則を極めたるとあれハ測量も製圖も美事といふ程なるかはしも縣廳にては斯る測量幷に製圖にては不都合なりとて更めて測量師並に製圖家を派出せしめ方位とコンパスと携き回り日を經て其設計の勘定精細に調べ製圖をは彌々何某の所有と極メ經費と算するに測量製圖ハ總計は八十五圓の多きに達せしなり

○下田港川浚渫工　豆州に至りたると以て本月一日品運搬の傳馬小舟に至るの高に應し入津料若干

○朝鮮京城雜記（十一日）

○答足　支那人くは婦女は擔するの風俗あるとは雖にても亦この風俗あり但も擧を擔るが如くし朝鮮に大なゝし先ず以て天然あり朝鮮人には婦女は足るまで小細あるものと其足袋は五六文なるを惱むと常とす

○阮臺　近世朝鮮にて號を香臺と云ひ夢中夢となるい金正喜にて號は秋史と書きうの中尤善きもいて死後已に數十年なりへて請せられ濟州に在り棄ふと無慮數千なりと雖愛に迫ひ日本も亦た所しがわが對馬壹岐若しや如流着せ去とありしも如とも幸ひに樵夫家の手にられしや余は未ざうの利を爭ふて奇功に志す

○共濟會縱覽人　上野より同十日まで八日間五人なりし

○布哇國出稼人調表　稼願出人員並に採用制左の如し

郡名	願出人員	採用人員
田部郡	九一	一七
託摩郡	一五	一一
宇土郡	四六	四〇
玉名郡	一五	一六
山鹿郡	三八	三〇
山本郡	一七	一〇
菊池郡	二〇	八
鹿本郡	一一	
合志郡	七	
阿蘇郡	二	
上益城郡	一	
下益城郡	一	
八代郡	一	
天草郡	一	
合計	一一〇	八〇

○支那鐵電線敷設（去る二日）上海の城壁の撤去は然し馬の通行と許さゞ然しるとには非ず上海近郊中國領外又はその近傍にて も全体に道路狹隘にて